

令和二年五月二十九日受領  
答弁 第二〇二二号

内閣衆質二〇一第二〇二号

令和二年五月二十九日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 大島 理 森 殿

衆議院議員丸山穂高君提出外交青書における北方領土及び日韓関係の記述に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員丸山穂高君提出外交青書における北方領土及び日韓関係の記述に関する質問に対する答弁書

一について

北方四島の置かれた状況についての政府の法的評価は一貫しており、北方領土問題に関する政府の法的立場に変わりはない。

その上で、御指摘の「外交青書」は、平成三十一年及び令和元年における我が国の外交活動を総合的に勘案した上で作成されたものである。

二について

御指摘の「外交青書」にいう「北方領土」は、択捉島、国後島、色丹島及び歯舞群島のことであり、また、我が国が主権を有する島々である。

三について

御指摘の「外交青書」は、平成二十九年、平成三十年並びに平成三十一年及び令和元年における我が国の外交活動を総合的に勘案した上で作成されており、お尋ねの「記述」についても、日韓関係をめぐる様

々な状況を総合的に勘案した上で記載されたものである。